

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年5月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H30年5月11日付け（新聞記事）の原子力発電に関する説明会の資料等（通知、協議、伺い含む）書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月31日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和30年6年4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年9月20日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類を隠す行為は正に枉法行為である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、審査請求人の主張要旨及び本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、あるべき書類を隠す行為がおう法行為であり、おう法行為を確認したため審査を求める、というものである。

2 本件処分の理由

審査請求人は、「H30年5月11日付け（新聞記事）の原子力発電に関する説明会の資料等（通知、協議、伺い含む）書類」についての公開を求めている。

しかしながら、本件処分に係る説明会は、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）及び原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）の共催により開かれた、広く一般の方を対象にした対話活動であって、事務の性質上、県として何らかの意思決定をし、公文書を作成、取得する立場になく、また、説明会に参加した事実もないため、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得もしていない。したがって、本件請求に係る公文書は保有していない。

審査請求人は、「後日、県庁で、伺い合わせた時、案内は来ているとして、行く地図を協議した経緯があり」と主張しているが、「案内は来ている」との事実はなく、新聞記事から知った情報により開催場所を説明したに過ぎない。

以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

国が核施設に関する説明会は国策であり、それら資料等がないとは可笑しい。県の枉法行為と主張したものである。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年9月20日	諮問
令和6年5月28日 第1部会（第11回）	審議
同 年 6 月 2 5 日 第1部会（第12回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、平成30年5月11日付け（新聞記事）の原子力発電に関する説明会の資料等（通知、協議、伺い含む）書類が存在する旨主張していることから、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、本件処分に係る説明会は、資源エネルギー庁及び機構の共催により開かれたもので、県として何らかの意思決定をし、公文書を作成、取得する立場になく、説明会に参加した事実はないとのことである。

当該説明会は、平成30年6月16日に資源エネルギー庁と機構との共催により徳島市で開催された、国が発表した科学的特性マップに関する対話型全国説明会である。県は当該説明会の主催者ではなく、後援等の立場での関わりもないことから、請求に係る文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかったため、当審査会としては、審査請求に係る公文書の存在を認めることはできない。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	